

令和5年12月6日
地方公共団体金融機構

公庫債権金利変動準備金の令和5年度国庫納付額の変更

本日、「令和5年度及び令和6年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令（令和2年総務省・財務省令第1号）」が改正され、当機構の令和5年度国庫納付額が下記のとおり変更されましたので、お知らせいたします。

記

- 地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする公庫債権金利変動準備金の金額（令和5年度）
1,500億円 → 500億円

※ 当機構は、令和5年度に、①地方交付税の総額確保のための1,000億円及び②森林環境譲与税の増額のための500億円の国庫納付を予定していましたが、①については、政府において、地方の財源として後年度に活用するため、令和5年度の活用を取りやめることとされました。